

掲 示 文 兼 入 札 説 明 書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の「07－助松外2団地給水施設改良等工事」に係る掲示に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

なお、本件は、総合評価落札方式の工事であり、余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式の施行事である。

1 掲示日 令和7年12月3日（水）

2 発注者

独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 高原 功
大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号

3 工事概要

- (1) 工事名 07－助松外2団地給水施設改良等工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 大阪府泉大津市助松団地1番他
- (3) 工事内容 CD－R（要申込）に収録の図面及び現場説明書のとおり
(交付方法については7及び別紙1を参照)
- (4) 工期 令和8年3月4日から令和9年6月11日まで（当初設定工期）
(令和8年7月3日から令和9年10月10日まで（余裕期間最大適用時）)

※工事着工期限日 令和8年7月3日

※実施工事期間は465日とする（実施工事期間には準備工事を含む。工事着工日の設定による日・祝日の増減は考慮しない。）。

※本工事の着工日については、工事着工期限日までの間で落札者が選択できることとする。

※落札者は、契約締結日前に工事着工日通知書を機構に提出することとし、工事着工日から起算し上記実施工事期間を加えた工期を契約工期とする。なお、工事着工日から起算し上記実施工事期間を加えた工期が、令和8年12月29日から令和9年1月7日までを含む場合は10日を、令和8年8月12日から8月16日又は令和9年8月12日から8月16日までを含む場合は5日を実施工事期間に加算した工期を契約工期とする。

※契約締結日の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。

※余裕期間内は、監理技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資機材等の確保、下請けとの契約及び関係機関への協議文書等の届け出等を行うことができるが、資

機材の工事現場への搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

(5) 工事実施形態

- ① 本工事は、余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日（工期の始期日をいう。）を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式の工事である。
別添2「余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式の試行に係る取扱要領」を確認すること。
- ② 本工事は、競争参加資格申請書の受付の際に「企業の技術力」、「予定配置技術者の実績」及び「施工計画」に関する資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。
- ③ 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
- ④ 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、入札説明書に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、令和7年12月17日（水）までに下記8(2)へ様式1及び様式2を提出すること。）。
実施方法等の詳細については、現場説明書の記載による。
- ⑤ 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の工事である。
- ⑥ 本工事は、4(8)に掲げる専任特例2号の配置に関する兼務要件を満たす場合においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書第二号（専任特例2号）規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事である。
- ⑦ 調査等
本工事は、保全工事共通費等調査の対象工事である。
詳細は、現場説明書を参照すること。

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）でないこと。
- (2) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第332条の規定に該当する者（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）でないこと。

- (3) 当機構関西地区における令和7・8年度の一般競争参加資格について、管工事A等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、発注者が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により管工事A等級の再認定を受けていること。）。

特定建設工事共同企業体の場合は、代表者以外の構成員にあつては「管工事B等級」の認定を受けている者であること。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 地理的条件として、建設業法上に届出してある本店（社）、支店（社）又は営業所が、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県又は和歌山県内にある者であること。
- (6) 次に掲げる工事の実績を有する者であること。単体で申請の場合は①、共同で申請の場合は②による。

- ① 平成22年度以降（平成22年4月1日から申請書提出期限日までに工事が完成し、引渡し済んでいるものに限る。）に、本工事と同種の工事の元請（※1）としての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、同種の工事とは、工事対象物が、RC造、SRC造の共同住宅に係る機械設備工事（※2）（居住中の修繕工事を含む。）をいう。ただし、施工実績は当初工事請負額が5百万円（消費税込み）以上の工事とする。

※1 発注元は当機構以外でも可とする。

※2 機械設備工事・・・給排水衛生設備工事、空気調和設備工事

- ② 共同で申請の場合は、以下の(i)及び(ii)の条件を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体の構成員として、下記(16)の特定建設工事共同企業体の構成員基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体であり、当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体でなければならない。

(i) 特定建設工事共同企業体の代表者は、上記①の要件を満たす者であること。

(ii) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成22年度以降（平成22年4月1日から申請書提出期限日までに工事が完成し、引渡し済んでいるものに限る。）に、本工事と同種の工事の元請（※1）又は当機構発注の一次下請けとしての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、同種の工事とは、工事対象物が、RC造、SRC造の共同住宅に係る機械設備工事（※2）（居住中の修繕工事を含む。）をいう。ただし、施工実績は当初工事請負額が5百万円（税込み）以上の工事とする。

※1 発注元は当機構以外でも可とする。

※2 機械設備工事・・・給排水衛生設備工事、空気調和設備工事

- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

① 単体で申請の場合、以下の(イ)～(ニ)の条件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

(イ) 主任技術者にあつては、建設業法第26条による国家資格を有するものであること。

(ロ) 監理技術者にあつては、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。なお、「これと同等以上の能力を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 技術士（機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」、又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）、「技術士法施工規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）水道部門又は総合技術監理部門（選択科目「流体機械」、「暖冷房機械及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）の資格を有する者

- ・ これらと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者

(ハ) 平成22年度以降（平成22年4月1日から競争参加資格確認申請書の提出日まで）に元請（※）として工事が完成し、引渡しが済んでいるもののうち、上記(6)に示す工事の従事経験を有する者であること。なお、工事着手（現場施工に着手する日）から竣工（完成検査の日）まですべての期間に従事していること。

※ 発注元は当機構以外でも可とする。

(ニ) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

② 共同で申請の場合の代表者は、上記①(イ)～(ニ)の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

③ 共同で申請の場合の代表者以外の構成員は、上記①(イ)、(ロ)、(ニ)及び平成22年度以降（平成22年4月1日から競争参加資格確認申請書の提出日まで）に元請（※）又は当機構発注の一次下請けとして工事が完成し、引渡しが済んでいるもののうち、上記(6)②(ロ)に掲げる工事の従事経験を有する者であること。なお、工事着手（現場施工に着手する日）から竣工（完成検査の日）まですべての期間に従事していること。

※ 発注元は当機構以外でも可とする。

(8) 専任特例第2号の配置を行う場合においては、以下の兼務要件をすべて満たすこと。

《兼務要件》※監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象外

① 監理技術者補佐の要件（建設業法施行令第28条に規定の、主任技術者の資格を有する者のうち1級の技術検定の第一次検定に合格した者、または1級施工管理技士等の国家資格

- 者、若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者）を満たす技術者を本工事に専任で配置すること。
- ② 兼務する工事件数は、2件を超えないこと。
 - ③ 専任特例2号が兼務する他の工事と本工事の距離が直線距離で10km程度であること。
 - ④ 専任特例2号及び監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に3か月以上の雇用関係）があること。
 - ⑤ 専任特例2号と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制を確立すること。
 - ⑥ 専任特例2号は監理技術者補佐の補助を受け、監理技術者が行うべき職務（安全管理、品質管理、工程管理、施工における主要な会議への参加、現場巡回、主要な工程立ち合い等）を適切に実施するとともに、監理技術者補佐を適切に指導すること。
 - ⑦ 兼務する工事の発注者が、専任特例2号の配置を認めている工事であること。
- (9) 競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (10) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、「不誠実な行為」とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合等が認められるにもかかわらず、契約不適合等の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (11) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照のこと。）。
- (13) 当支社（㈱URコミュニティを含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において60点未満のものがいないこと。
- (14) 令和5年4月1日以降に当機構（㈱URコミュニティを含む。）が関西地区で発注した工事種別「管」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点未満がある者（工期末が令和6年10月1日以降の工事については、70点未満とする）（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、下記の条件を満たすこと。
- ① 当機構（㈱URコミュニティを含む。）が発注した工事種別「管」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
 - ② 当機構（㈱URコミュニティを含む。）が発注した工事種別「管」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の場合、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (15) 低入札価格調査対象となった者は、下記の条件を満たすこと。

- ① 上記(7)に掲げる監理技術者と同等の要件（上記(7)③に掲げる工事経験を除く。）を満たす専任の技術者を1名以上追加配置できること。
- ② 追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。
- (16) 特定建設工事共同企業体の参加について
- ① 登録申請等
- 本工事の競争入札に参加を希望し、申請書及び資料を提出しようとする特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）は事前に登録の申請をしなければならない。
- 特定JVデータの登録後、申請書及び資料を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有するものとして認定を受けなければならない。
- 提出書類： 共同請負入札参加資格審査申請書別添5、特定建設工事共同企業体協定書別添6の写し、委任状別添7（及び建設業許可申請書の写し）（以下「特定JV登録申請書等」という。）
- 提出期間： 令和7年12月3日（水）から令和7年12月17日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- 提出場所： 8(2)に同じ。
- 提出方法： 持参によるものとし、郵送その他によるものは受け付けない。
- 申請書および資料は、特定JVデータの登録後、電子入札システムにより提出することができる。（使用するICカードについては、電子入札運用基準8-4を参照）
- なお、上記期間内に特定JV登録申請書等を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。
- ② 構成員の数及び組合せ
- 当機構関西地区における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格「管A等級」の認定を受けている1者及び「管B等級」の認定を受けている1者の2者による組合せとする。
- ③ 構成員の技術的要件
- 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- ④ 出資比率
- 各構成員とも、30%以上の出資比率であること。
- ⑤ 代表者要件
- 代表者は、「管A等級」の者とし、各構成員のうちより大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。
- ⑥ 認定資格の有効期間

認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

⑦ その他

(イ) 共同企業体の名称は、「〇〇・〇〇建設工事共同企業体」とする。

(ロ) 経常建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員として申請することはできない。

(17) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

5 設計業務等の受託者等

(1) 上記4(11)の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、下に掲げる者である。

株式会社三省設備設計事務所、株式会社総合計画

(2) 上記4(11)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 総合評価に係る事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、**別添1**「評価項目、評価基準及び得点配分等について」のとおりとする。なお、設計図書（設計図、現場説明書、保全工事共通仕様書等）に規定されている取組みや一般的な取組み及び具体的・効果的な内容ではない提案には評価点は付与しない。

(2) 総合評価の方法

(1)の入札の評価に関する基準に示す評価項目の取組み等が適切又は一般的なものには標準点100点を与え、さらに優れた取組み等に(1)により加算点（最大20点）を与える。

(3) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の技術力」、「配置予定技術者の実績」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(2)によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

・ 評価値＝（標準点+加算点）/入札価格

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(4) 評価内容の担保

- ① 落札者の提示した「施工計画」のうち、「評価する」とした項目については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに当該取組み内容を保全工事共通仕様書（令和5年版）の総則編 1.4.2 に定める「施工計画書」に明記し提出すること。なお、「施工計画」に関する提案のうち、当機構が評価をした内容その履行確認方法、不履行の場合の措置等については、後日、当機構と落札者との間で覚書を取り交わすものとする。
- ② 「施工計画書」の不履行が工事目的物の契約不適合等に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、契約不適合等の修補を請求し、または修補に代え、若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。
- ③ 「評価する」とした項目について、履行状況から受注者の責により実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減じることとし、程度に応じて最大20点を減じるものとする。

(5) 提案項目の評価

提案項目の評価については、「評価する（加点）」、「評価せず（加点なし・履行判断は受注者による。）」、「不適切（実施不可）」に区分し、入札前に提案者に通知する。

(6) 失格要件

「施工計画」に関する記述は必須項目であるため、未提出・白紙提出の際は提出書類不備により失格とする。標準案によるとして提案を行わない場合は「提案なし」と記載すること。

7 設計図面及び現場説明書の交付期間及び方法

設計図面及び現場説明書はCD-Rデータにより無償で交付する。ただし、発送に係る費用（地域により異なる。）は申請者が負担すること。交付を希望する場合は、添付している別紙

1 「図面等（CD-R）申込書」を下記の受付期間中にFAXにて送付し、申し込むこと。FAX受領日より3営業日後までに到着するよう、独立行政法人都市再生機構西日本支社複写・製本業務等受注者「(株)京阪工技社」から着払い便で発送する。（年末年始（12月29日～1月3日）、土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない）。3営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。

【FAX受付期間】：令和7年12月3日（水）から令和7年12月24日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで。

【FAX番号】：06-4799-1043（総務部調達管理課）

※図面等は全てCD-Rでの発送となり、紙による図面等の発送は行わない。

8 担当部署

(1) 公募条件及び積算について

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
技術監理部企画第2課 電話06-4799-1439

(2) 入札手続について

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部調達管理課 電話06-4799-1035

※ 問合せ及び受付は、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時の間を除く日時とする（以下本稿において同じ。）。

9 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、下記(2)に従い申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(3)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)、(2)及び(4)から(17)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて4(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、下記の（一般競争参加資格の申請）のとおり一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）及び添付書類を提出して、建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請すること（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→競争参加資格→工事の「随時受付」事項を参照）。

（一般競争参加資格の申請）

- ① 申請期間（提出期限）： 令和7年12月3日（水）から令和7年12月17日（水）
（競争参加資格申請の提出期限日の5営業日前）までの土曜日、日曜日、
祝日及び年末年始を除く毎日、午前9時15分から午後5時40分まで（午前
11時45分～午後0時45分）
- ② 申請先： 〒860-0804 熊本県熊本市中央区辛島5-1 日本生命熊本ビル 12階
令7・8資格審査担当（電話096-288-1652）
- ③ 提出方法： 原則として電子メール方式による。（詳細は上記HP中「電子メール申請

ガイド」に従うこと。)

上記①到着期限の1営業日前正午までに8(2)まで事前に連絡を行ったうえで、上記ガイドに従い同午後5時40分までに②の資格審査担当から格納サイトのアドレス及びパスワード(有効期限有)通知メールの受信を完了し、上記①到着期限までに申請書類の格納を完了すること。各期限を過ぎた者にとっては、本競争に参加することができない。

(2) 本工事の競争参加資格の申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間：【電子入札システムによる場合】

令和7年12月4日(木)から令和7年12月24日(水)の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

【紙入札による場合】

令和7年12月23日(火)及び令和7年12月24日(水)の午前10時から午後5時まで

② 提出場所：【電子入札システムによる場合】上記8(2)に同じ。

【紙入札による場合】上記8(1)に同じ。

③ 提出方法：申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、紙入札を希望する場合は、必ず発注者の承諾を得て上記8(1)へ郵送(書留郵便に限る。上記提出期間に必着。)、または予め提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参すること。

(3) 提出書類等

① 別記様式1：競争参加資格確認申請書 1部(紙入札の場合は2部)

② 別記様式2-1：同種工事の施工実績 1部

③ 別記様式2-2：同種工事の工事成績 1部

④ 別記様式3：配置予定技術者の資格・工事経験 1部

※配置予定技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険証または在籍証明書等の写し)を添付すること。

⑤ 別記様式4-1：「施工計画」に関する提案書 1部

⑥ 別記様式4-2：施工実績及び技術的事項に関する所見 1部

⑦ 別記様式4-3：ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況 1部

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別記様式4-4の様式を使用すること。

⑧ 建設業法第5条に基づく営業所等の写し

(添付書類：建設業許可申請書等の写し ※本店(社)のみの場合は、不要。)

- ⑨ 施工マニュアル：別記様式 5 に掲げる項目について 1 部
- ⑩ 返信用封筒（簡易書留料金（460 円）の切手を貼付した長 3 号封筒） 1 部（紙入札の場合のみ必要）
- (4) 申請書は、別記様式 1 により作成すること。
- (5) 資料は、次に従い作成すること。

なお、下記①の同種の工事の施工実績及び工事成績、及び下記②の配置予定技術者の同種の工事の経験については、平成22年度以降で申請書及び資料の提出期限日までに工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

① 施工実績 別記様式 2－1、2－2

上記 4 (6) に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は 1 件でよい。

② 配置予定技術者の資格及び工事経験 別記様式 3

上記 4 (7) に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種の工事の経験を記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は 1 件でよい。また、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。この場合には、記載する全員について資料を提出することとし、上記 6 (1) における評価については、合計点の最も低い者の得点を評価点とする。

入札書投函後開札までの期間において、他の工事を落札した（または低入札価格調査対象者（第 1 順位者）となった）ことにより配置予定技術者を配置できなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと（様式任意）。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに電子入札システムもしくは書面（様式任意）により当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

専任特例 2 号の配置を行う場合においては、専任特例 2 号に関する届出書様式を提出すること。

③ 施工計画 別記様式 4－1、4－2、4－3（または 4－4）

6 (1) に掲げる項目を判断できる技術的事項に対する所見を記載すること。

なお、別記様式 4－1 については電子データ（ファイル形式 Word2019 形式以下のもの、Excel2019 形式以下）も合わせて提出すること。

ワーク・ライフ・バランス等の促進に関しては別記様式 4－3 に該当の有無を記載すること。また、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・

変更届（都道府県労働局の受領印の写し）を添付すること。（外国法人については認定等相当確認通知書）

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、**別記様式4-4**の様式を使用すること。

④ 契約書等の写し

上記①の同種の工事の施工実績及び工事成績、上記②の配置予定技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書（発注者図面に限る。）の一部及び免許に係る免許証、資格者証、従事役職（技術者の工事経験）を証明すべき届出書類を提出すること（いずれも写し）。この場合において、共同企業体の構成員としての施工実績のときは、共同企業体協定書の写しを添付すること。

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、CORINS登録内容の写し及び設計図書の一部の提出でよい。

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。

※民間工事に関するすべての書類及び「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されていない工事については、原本を持参し確認を受けるとともに契約相手方へ問い合わせを行うことがある。

⑤ 令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の登録番号を**別記様式1**「競争参加資格確認申請書」に記載すること。

⑥ 施工マニュアル

別記様式5に記載されている項目について作成のこと。なお、自社マニュアルがあれば、これをもって代えられる。

⑦ 建設業許可申請届の写し

支店（社）又は、営業所所在地を地域要件とする場合は、建設業許可届の写しを添付すること（別表部分で、支店（社）、営業所所在地等が記載された部分）。

(6) 当機構が配置予定技術者の専任制を確認し、問題となる事実が発見された場合、競争参加資格を認めない。

(7) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年1月28日（水）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）にて通知する。

(8) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ② 発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記 8 (1) に同じ。
- ⑥ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式はWord2019形式以下のもの、Excel2019形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文を貼り付けること。

ファイル容量の合計が 3 MB を越える場合は、全ての書類を郵送により 8 (1) 宛に提出すること。この場合、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

郵送する際は、申請書の 1 枚目に代表者印を押印し、表封筒に『07-助松外2団地給水施設改良等工事』に係る競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

- ・ 郵送する旨の表示
- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類のページ数
- ・ 発送年月日

提出期限は、9 (2) ①の提出期間と同一の日時（必着）とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

- (9) 9 (3) に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書別記様式 6 を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・ 「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・ 「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・ 「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

※保険番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度のマスキングを施すこと

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・ 「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し

- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

10 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる（様式は自由）。
 - ① 提出期限： 令和8年2月4日（水）午後5時
 - ② 提出場所： 上記8(2)に同じ。
 - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、書面を提出場所に持参するものとする。
- (2) 発注者は、説明を求められたときは、令和8年2月12日（木）までに説明を求めた者に対し電子入札システム（書面による説明要求の場合は、書面）により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 発注者は、上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する（紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）。

11 再苦情申立て

- (1) 上記10(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った日（紙による場合は、説明に係る書面を受け取った日）から7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、次に従い、書面により、発注者に対して再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

 - ① 受付場所： 上記8(2)に同じ。
 - ② 受付時間： 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- (2) 発注者は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。
- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。
- (4) 発注者は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
- (5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

上記 8 (2)に同じ。

12 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること（様式は自由）。

① 提出期間： 令和 7 年12月25日（木）から令和 8 年 1 月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

② 提出場所： 上記 8 (2)に同じ。

③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札システムでの質問書提出の際、登録が完了した時点で題名及び質問内容は、他の事業者も参照できるようにするため、質問者が特定できるような情報は記載しないこと。（機構HP掲載の「受注者操作マニュアル_06_質問回答（<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>）」を遵守すること）

ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙を持参することにより上記 8 (1)へ提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり電子入札システムにて閲覧に供する。

ただし、紙入札方式の者がいる場合は、併せて独立行政法人都市再生機構西日本支社において閲覧させるので、あらかじめ 8 (1)記載の連絡先へ申し出のうえ、指定された日時に行くこと。

閲覧期間： 令和 8 年 2 月 4 日（水）から令和 8 年 2 月20日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
（電子入札システムによる質問及び紙による質問共通）

13 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札書の提出期間

① 電子入札システムによる場合

提出期間： 令和 8 年 2 月19日（木）から令和 8 年 2 月20日（金）正午まで

② 紙入札による場合

提出期間： 令和 8 年 2 月13日（金）から令和 8 年 2 月20日（金）正午まで

提出先： 上記 8 (2)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

日時： 令和 8 年 2 月24日（火）

場所： 上記 8 (2)に同じ。

※開札時間は、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

14 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により独立行政法人都市再生機構西日本支社調達管理課に郵送（書留郵便により上記13(1)の期間に必着）すること。紙による入札参加者は、下記17の工事費内訳書及び入札案件ごとに封をした入札書（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札を参照）を表封筒にまとめて郵送すること。持参又は電送による提出は認めない。

なお、上記13(1)の提出期間までに当機構に到着したものを有効とする。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 紙入札による場合の郵送は、二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々封緘すること。

① 中封筒

中封筒には入札書のみを入れること。所定の入札書に必要事項を記入のうえ、押印（代表者若しくは支店長など年間委任状により、当機構西日本支社発注工事に係り代表者と同等の権利行使が可能な旨確認できる者が記名押印すること。）したものを中封筒に入れ封をし、工事名、入札日時及び入札者名を明記すること。

② 表封筒

余白に工事名を記入のうえ、次の書類を入れ封をして郵送すること。

イ ①の中封筒

ロ 17の工事費内訳書

ハ 委任状（受任者をもって入札を行う場合）

（注）（1）に示した方法以外での入札書は一切受付けない。

16 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

17 工事費内訳書の提出

- (1) 本件の入札に際しては、第1回の入札において、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書（商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者（又は代理人）印を押印すること。）を作成すること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。
- ① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）
 - イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ロ 内訳書とは無関係な書類である場合
 - ハ 他の工事の内訳書である場合
 - ニ 白紙である場合
 - ホ 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
 - ヘ 内訳書が特定できない場合
 - ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
 - ② 記載すべき事項が欠けている場合
 - イ 内訳の記載が全くない場合
 - ロ 入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合
 - ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
 - イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合
 - ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
 - イ 発注者名に誤りがある場合
 - ロ 発注案件名に誤りがある場合
 - ハ 提出業者名に誤りがある場合
 - ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
 - ⑤ その他未提出又は不備がある場合

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札により申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式及び提出方法は9(8)⑥に同じ。

ファイル容量の合計が3MBを超える場合は、郵送により提出すること。

郵送する際は、封筒に「『07-助松外2団地給水施設改良等工事』に係る工事費内訳書在中」と明記する。また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

- ・ 郵送する旨の表示
- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類のページ数
- ・ 発送年月日

提出期限は、13(1)の提出期間と同一の日時（必着）とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

18 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立会いは不要）。

19 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、本入札説明書において示した提出方法・期限等に従わない入札、並びにCD-Rに収録の現場説明書及び入札（見積）心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

20 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、上記6(3)による。
- (2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにて落札者を決定するものとする。
- (3) 最も高い評価値となった者の入札価格が、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」（平成16年独立行政法人都市再生機構通達34-61）に定める調査基準価格に満たない場合は、**別紙2**のとおり低入札価格調査の実施に伴う調査資料等の提出を求める。

- (4) 6 (3)ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書^{別紙3}として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

21 支払条件

- (1) 前金払 契約工事金額の40%以内

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第7項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第9項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

- (2) 部分払 中間前金払（契約工事金額の20%以内）若しくは中間支払率表による部分払7回のいずれかを選択できる。

22 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

23 その他

- (1) 入札参加者は、当機構ホームページの「入札・契約情報」に掲載されている入札心得書（電子入札用の入札心得書を含む。）及び当機構ホームページの標準契約書並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得書及び電子入札運用基準を厳守すること。

なお、上記入札心得書及び契約書案については、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書からダウンロードできる。

- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、上記9に掲げる資料に記載した配置予定技術者を本工事の現場に配置すること。申請書及び資料に記載した配置予定技術者を本工事の現場に配置することとし、原則として変更は認めない。
- (4) 当機構が取得した文書（例：競争参加資格審査申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (5) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日、8時30分から20時00分まで稼働している。

システムを停止する場合等は、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札の「お知らせ」において公開する。

(6) システム操作マニュアルは、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札に公開している。

(7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札ヘルプデスク Tel0570-021-777

電子入札ホームページ <http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html/>

- ・ＩＣカードの不具合等発生時の問い合わせ先

ＩＣカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記８(２)へ連絡すること。

(8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(9) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同

様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、機構に対してもその事実内容を報告すること。

(10) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札と紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。

(11) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ロ 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

- (12) 落札者（受注者）は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(別添 4) を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。
- (13) 本工事は居住中の賃貸住宅の敷地内で行うものであり、居住者（及び近隣住民等）に対する配慮が求められるものである。所轄の住まいセンターと連携して対応することに留意されたい。
- (14) 本工事の低入札価格調査を行う場合、原則として当初設定工期末のままとする。ただし、契約締結前に協議を実施し、工期末の変更が必要と認められる場合は、調査に要した期間を上限として加算した工期末に変更して契約締結する。
- (15) 建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づく通知について
- 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年 法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまで（設計・施工一括発注方式の場合にあっては、覚書を締結するまで、枠組み協定型一括入札方式で発注する場合にあっては、協定を締結するまで）に、当機構に対して、(別添 8)を用いその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- ① 提出 : 契約書等の提出と合わせて提出すること。
- ② 提出場所 : 8 (2) に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

以 上

別記（添付資料）

別紙 1	図面等（CD-R）申込書
別紙 2	低入札価格調査について
別紙 3	確認書
別添 1	評価項目、評価基準及び得点配分等について
別添 2	余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式の試行に係る取扱要領
別添 3	工事着工日通知書
別添 4	外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項
別添 5	共同請負入札参加審査申請書
別添 6	特定建設工事共同企業体協定書
別添 7	委任状（適宜）
別添 8	通知書
様式 1	競争参加資格確認申請書
様式 2－1	同種工事の施工実績
様式 2－2	同種工事の工事成績
様式 3	配置予定技術者の資格・工事経験
様式 4－1	「施工計画」に関する提案書
様式 4－2	施工実績及び技術的事項に関する所見
様式 4－3	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況
様式 4－4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況 （「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務 取扱要領」第 2 条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）
様式 5	保全工事に係る施工マニュアル記載事項例
様式 6	適用除外誓約書
届出書様式	人員の配置を示す計画書（専任特例 2 号）

※ お車でのご来場は、周辺道路の交通停滞を招く恐れがありますので、固くお断り申し上げます。

【調達管理課 F A X 番号：06－4799－1043】

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

独立行政法人都市再生機構西日本支社

図 面 等 (CD-R) 申 込 書

申込日：令和 年 月 日

送付に係る費用を負担する事を了承の上、下記工事の図面等(CD-R)を申込みます。

工 事 件 名		07－助松外2団地給水施設改良等工事
申 込 者	貴 社 名	
	御 住 所 (送付先)	〒
	御連絡先	(TEL) (FAX)
	部署名	
	御担当者名	
備 考	特定の曜日を避けて配送を希望される場合は、こちらに御記入ください。	

※申込者欄は漏れなく記入のこと。

※図面等は全てCD-Rでの発送となり、紙による図面等の発送は行わない。

※着払い便にて発送する。

※CD-Rは、FAX受領日の3営業日後までに到着するよう発送する。

低入札価格調査について

- 1 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 366 条第 2 項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に $100/110$ を乗じて得た額をいう。）に $9.2/10$ を乗じて得た額を超える場合にあっては $9.2/10$ を乗じて得た額とし、入札書比較価格に $7.5/10$ を乗じて得た額に満たない場合にあっては $7.5/10$ を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

- 2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、電子入札にあっては、入札者に対し本件入札を「保留」する旨及び落札者は後日決定する旨の通知を電子メール等で行い、電子入札以外にあっては、「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

- 3 低入札価格調査においては、入札者（調査対象者）から以下の調査資料を求める。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①
- (3) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況（対象工事付近）
- (4) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（対象工事関連）
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関連（地理的条件）
- (6) 契約対象工事に関連する手持ち資材の状況
- (7) 契約対象工事に関連する資材購入予定先と入札者との関係
- (8) 契約対象工事に関連する手持ち機械の状況
- (9) 契約対象工事に関連する機械リース元と入札者との関係
- (10) 労働者の供給見通し（労務者の確保計画）
- (11) 労働者の供給見通し（工種別労務者の配置計画）
- (12) 確約書

(13) 施工体制台帳

(14) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

(15) 経営内容（過去3年間の貸借対照表及び損益計算書）

※1：必要に応じて、上記以外の調査資料の提出を求めることがある。

※2：一般調査対象者は、上記調査資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の添付書類を併せて提出することができる。

※3：上記(15)以外の調査資料は、機構の指定様式を使用し提出すること。

4 調査対象者においては、機構が連絡を行った日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に調査資料等を提出すること。

5 調査資料等提出後、速やかに、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかを確認するため、低入札対象者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。事情聴取日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

6 低入札価格対象は、最低の価格をもって入札した（総合評価落札方式による場合は最高評価値の者である）低入札調査対象者のほか、低入札調査対象者に該当する複数者に並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。

7 低入札調査対象者が提出期限内に調査資料等を提出しなかった場合又は事情聴取に応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、入札（見積）心得書第7条第9項に違反するものとしてその者の入札は無効とするとともに指名停止措置を講ずることがある。

8 低入札調査対象者が低入札価格調査において虚偽の調査資料等の提出若しくは説明を行ったことが明らかになった場合又は第9項に記載する監督の結果内容と低入札価格調査内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。

9 低入札価格調査で提出された調査資料等は、契約締結後に監督員に引き継ぎ、監督員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが低入札価格調査時と異なる場合は、その理由について確認を行う。

10 当該調査の結果は、公表することがある。

以 上

確 認 書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と受注者_____は、下記
1の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第1 確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記2の「低入札価格調査による確認事項」（別紙のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者と受注者が確認する。

第2 確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第3 工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

1 契約対象工事名 : 07－助松外2団地給水施設改良等工事

2 低入札価格調査による確認事項 (別紙)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 独立行政法人都市再生機構
〇〇支社長 〇〇 〇〇 印

受注者 社名
代表取締役 〇〇 〇〇 印

(別紙)

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1 ○○○に関すること。

- ① △▽▲▼
- ② ◇◆◇◆
- ③

2 ◎◎◎に関すること。

- ① △▽▲▼
- ② ◇◆◇◆
- ③

3 ※※※に関すること。

記載要領

- 1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、別紙については任意の様式としても構わない。
- 2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
- 3) 低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

以 上

評価項目、評価基準及び得点配分等について

07-助松外2団地給水施設改良等工事

評価項目		評価基準	配点
企業の技術力	過去3ヶ年度（※1）の機構（※2）の同種工事（※3）における工事成績評定点の平均	70 _{※10} （75 _{※11} ）点以上	2点
		65 _{※10} （70 _{※11} ）点以上70 _{※10} （75 _{※11} ）点未満	1点
		65 _{※10} （70 _{※11} ）点未満・実績なし	0点
	過去5ヶ年度（※1）の機構（※2）及び公共共同住宅（※4）の同種工事（※3）の優秀工事施工業者表彰又は過去2年間の機構のその他の表彰（※6）の有無	表彰の実績あり	1点
		表彰の実績なし	0点
	ISO認証取得状況	ISO9001又はISO14001認証を取得済み	1点
		認証を未取得	0点
	ワーク・ライフ・バランス関連認定制度	下記のいずれかの認定を受けている場合に評価する。 ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）等 _{※7} ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）等 _{※8} ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエル認定企業） _{※9} いずれの認定も受けていない	1点 0点
配置予定技術者の実績（※5）	過去3ヶ年度（※1）の機構（※2）の同種工事（※3）における工事成績評定点の平均点	70 _{※10} （75 _{※11} ）点以上	2点
		65 _{※10} （70 _{※11} ）点以上70 _{※10} （75 _{※11} ）点未満	1点
		65 _{※10} （70 _{※11} ）点未満・実績なし	0点
	過去5ヶ年度（※1）の機構（※2）及び公共共同住宅（※4）の同種工事（※3）の優秀工事施工業者表彰の有無	表彰の実績あり	1点
		表彰の実績なし	0点
施工計画	品質確保に関する取組	標準を超える具体的・効果的な取組（4項目まで）	1点×4
	環境配慮に関する取組	標準を超える具体的・効果的な取組（4項目まで）	1点×4
	居住者配慮（CS向上）に関する取組	標準を超える具体的・効果的な取組（4項目まで）	1点×4
		満点	20点

※1 当該工事公示日の過去3（5）ヶ年度に契約工期が終了（工期末）した工事とする

（令和7年度が公示日であれば、令和4～令和6年度工期末工事が対象）。

※2 株式会社URコミュニティにおいて発注手続きを行った工事を含む。

※3 当機構の保全工事のうち、一般競争参加資格「管」の認定を競争参加資格要件としている工事をいう。

※4 公営、公社等のRC及びSRC造の居住中の共同住宅（社宅、単身寮、リゾートマンション及びこれに類するものを除く）をいう。

※5 元請けの主任（監理）技術者として携わったもの

※6 機構のその他の表彰とは、「機構の街づくり等事業貢献者への表彰」を指し、過去2年間（令和5年4月1日から掲示日まで）を対象とし、支社等及び部門を問わない。

※7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第12条又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）をいう。

※8 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業、同法第12条第5項に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったものであって計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）をいう。

※9 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

工事成績評定点の算出について

※10 工期末が令和6年9月30日以前の工事

※11 工期末が令和6年10月1日以降の工事

注 ※1※2ごとに平均点を算出し、各工事件数にて按分する。
なお、評価点の算出は小数点第1位までとし、小数点第2位は四捨五入する。

余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式の試行に係る取扱要領

(平成 26 年 7 月 9 日制定)

(平成 27 年 9 月 24 日改定)

(令和 3 年 10 月 1 日改定)

(令和 5 年 11 月 13 日改定)

独立行政法人都市再生機構

(総則)

第 1 条 本要領は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する工事の一部において、余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式。以下同じ。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 建設需要の拡大、施工技術者及び作業員の不足等により、計画的で良質な施工の確保、労資機材の確保及び建設業の経営改善に影響を及ぼしており、施工量の平準化が求められている。このため、総合的な施策展開の一環として、受注者が工事着工時期を選択できる工事（余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式を実施する工事（以下「任意着手方式による工事」という。））を実施するものである。

(余裕期間及び工期)

第 3 条 機構は、工事着工期限日及び実工事期間をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示するものとする。

- 2 受注者は、契約日の翌日から工事着工期限日までの期間で、任意の日を工事着工日とすることができる。
- 3 受注者は、契約前に工事着工日を定め、工事着工日通知書により機構に通知しなければならない。
- 4 工事着工期限日から、実工事期間に係る工期の終期までの期間は、機構の設定する必要な工事期間（当初設定工期の期間）を確保するものとする。また、受注者は、必要に応じて「前払金に関する覚書」を請負契約締結と同時に交換する。
- 5 契約締結日（入札（見積）心得書の「契約書等の提出」に定める提出日）の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。

(前払金の取扱い)

第 4 条 任意着手方式による工事に係る前払金は、工事着工日までは請求することができない。

(工事着工日前の取扱い)

第 5 条 契約日から工事着工日までの期間における当該工事 現場の管理は、機構の責任において行うものとする。

- 2 契約日から工事着工日までの期間には、資材の搬入、仮 設物の設置等の準備工事を含め、受注者

は、その期間に工事に着工することはできない。

3 契約日から工事着工日までの期間の実施可能な業務については、機構との協議により決定する。
(技術者の取扱い)

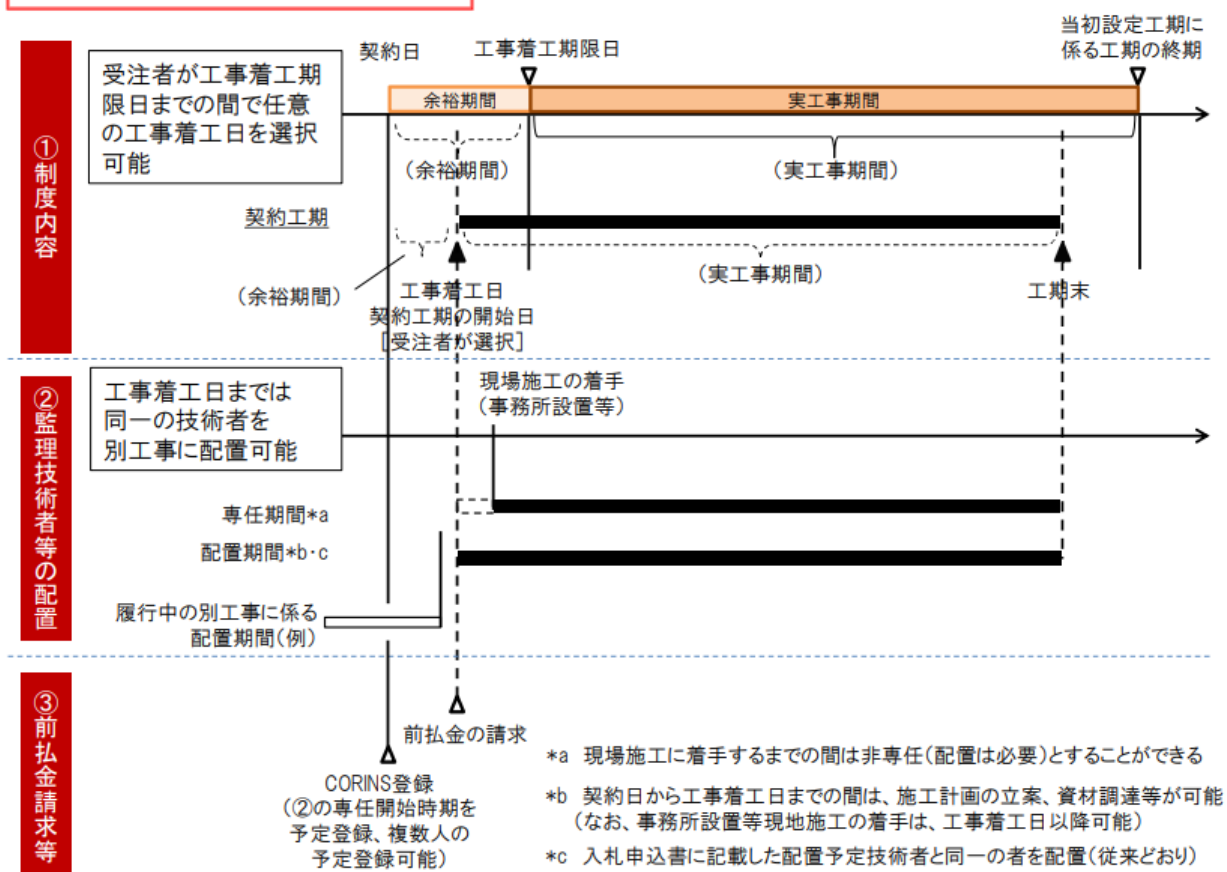
第6条 余裕期間（契約日から工事着工日までの期間をいう。）は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。（経費の負担）

第7条 余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

以上

②任意着手方式の概念図



(任意着手方式適用工事用)

工 事 着 工 日 通 知 書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 高原 功 殿受注者 住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工事着工日を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契約予定年月日	年 月 日
工 期	工 事 着 工 日 から 年 月 日まで
工 事 着 工 日	年 月 日

契約時まで提出すること。

契約書には、本通知書により通知した工事着工日を記載する。

(※1) 本件責任者(部署名・氏名) :
担 当 者(部署名・氏名) :(※2) 連絡先(電話番号) 1 :
連絡先(電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和○年○月○日付けで締結した○○○○○○○工事の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とは記名押印の上、各自1通を保有する。

令和○年○月○日

発注者 住所 ○○○○○○○○○○○○
氏名 独立行政法人都市再生機構 西日本支社
支社長 ○○ ○○ 印

受注者 住所 ○○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○○
代表取締役 ○○ ○○ 印

別添5

共同請負入札参加資格審査申請書（兼受付確認票）

年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 高原 功 殿

代表者住所
商号又は名称
代表者氏名 印

この度、連帯責任によって（工事名称）07-助松外2団地給水施設改良等工事（追加工事を含む。）の共同施工を行うため、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び委任状を添えて、下記のとおり当該工事の競争入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。
以 上

記

共同企業体 名称	建設工事共同企業体																											
(カタカナ)																												
共同企業体の 事務所所在地	(電話) (FAX)																											
共同企業体の構成員																									出資比率			
①	工種：					等級：					登録番号：										%							
②	工種：					等級：					登録番号：										%							

受 付 確 認 票

（共同企業体名称）
.....殿

（工事名称）.....の共同企業体
入札参加資格審査申請書等については、本日受付しました。

機構受付印

【機構使用欄】（確認用）

	共同請負入札参加資格審査申請書	1 部	本申請書
	委任状	1 部	
	特定建設工事共同企業体協定書	1 部	写しを提出
	建設業許可申請書	1 部	構成員それぞれの写しを提出※（許可番号、許可年月日及び営業所一覧を確認）

※PC橋梁工事以外の「その他」工事の場合、建設業許可申請は不要

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 独立行政法人都市再生機構西日本支社発注に係る〇七一助松外2団地給水施設改良等工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び追加工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇建設株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社	〇〇%
〇〇建設株式会社	〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 19 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

印

印

印

別添 7

委 任 状

年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 高原 功 殿

(共同企業体の名称) 建設工事共同企業体

(共同企業体構成員)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構との
(工事名称) 〇 7 - 助松外 2 団地給水施設改良等工事 (追加工事を含む。) の契約につい
て、下記の権限を委任します。

受 任 者

(共同企業体代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

記

(委任事項)

- 1 見積及び入札について
- 2 契約に関すること
- 3 支払い金の請求及び領収について

以 上

(別記様式)

別添 8

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

支社長 高原 功 殿

所在地

名称

代表者名 (押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号)

発生するおそれのある事象※：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号)

発生するおそれのある事象※：(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以 上

その他連絡事項（空欄可）（自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等）

(注)

1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定等に基づき、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができる。

【別記様式1】

(機構提出用・提出者用／2部作成)

建設業許可番号

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 高原 功 殿

業者登録番号※

代表者住所

商号又は名称

代表氏名

印

令和7年12月3日付けで掲示のありました07－助松外2団地給水施設改良等工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 申請内容表【別記様式2－1】【別記様式2－2】 | ☐ |
| 2 申請内容表【別記様式3】
(配置予定技術者数分。専任特例2号を配置する場合は届出書を含む) | ☐ |
| 3 施工計画に関する提案等を記載した書面【別記様式4－1、4－2、4－3※】
※又は4－4 | ☐ |
| 4 建設業法第5条に基づく営業所等の写し
(添付書類:建設業許可申請書等の写し ※本店(社)のみの場合は、不要。) | ☐ |
| 5 申請内容表【別記様式2－1】の施工実績を証明する書類 | ☐ |
| 6 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し等 | ☐ |
| 7 施工マニュアル【様式自由】 | ☐ |
| 8 保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書 | ☐ |
| 9 入札説明書記9(9)に定める社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面 | ☐ |
| 10 返信用封筒「簡易書留料金(460円相当の切手)」(紙による入札の場合のみ)
(返信用として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金(460円)の切手を貼った長3封筒を申請書と併せて提出すること。) | ☐ |

※入札説明書4(3)の業者登録番号を記載すること。

機構受付印

申請内容表【別記様式2-1】

令和 年 月 日

申請者記入欄										
工事件名										
都市機構の登録番号					会社名(フリガナ)					
営業拠点の内容	1. 本店		2. 支店		3. 営業所		該当番号に○をつけること			
	郵便番号					住所				
				ー					電話	

同種工事の施工実績

工事等名称	工事名称			
	発注機関名			
	施工場所			
	契約金額	千円	【ただし契約金額のうち、入札説明書4(6)に記載する工事以外の工種が含まれている場合、その金額は施工実績金額には含みません。】	
	工期	平成 年 月 ~ 平成 年 月	【平成22年度以降当該申請書提出期限日までに完成し、引渡しが済んでいるものに限る。】	
	建物用途	☐ 新規共同住宅 ☐ 居住中の共同住宅		【 ☐ にチェックを入れること】
	構造形式	☐ RC造 ☐ SRC造		【該当箇所にチェックをいれること】
	建物階数及び戸数	階 戸		
	工事内容			

- 1 施工実績は入札説明書4(6)に示す工事について記載し、上記に掲げる記載内容の確認ができる書類の写しを添付すること。
- 2 申請工事数分提出すること。

申請内容表【別記様式 2－2】

(用紙 A 4)

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 高原 功 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
印

工事成績

令和 4 年 4 月 1 日以降に都市再生機構（※1）が関西地区にて発注した工事（種別「管」）で、競争参加資格確認申請書の提出日までに工事が完成し、引渡しが済んでいる工事の成績については以下のとおりです。

番号	工事件名	成績 評定点	低入札 の有無

- ※ 1 (株)UR コミュニティが発注手続きを行った工事を含む。
- ※ 2 該当工事が無い場合は「なし」と記入。
- ※ 3 工事成績評定通知書の写しを添付すること。

【別記様式3】

配置予定技術者の資格・工事経験

※本工事の契約締結時に当様式資料を契約書に綴じ込むこと

工事件名：07－助松外2団地給水施設改良等工事

会 社 名： (建設業許可番号)

1. 配置予定技術者

配置予定技術者の氏名		(フリガナ) 氏名：	備 考
法 令 に よ る 免 許		免許取得年月日：昭和・平成・令和 年 月 日 免許番号 ()	免許証のコピー添付
		監理技術者資格者証 交付年月日：昭和・平成・令和 年 月 日 交付番号 ()	資格者証のコピー添付(裏・表)
		監理技術者講習修了証 ※ 修了年月日：平成・令和 年 月 日 修了証番号()	
当該工事以外における従事状況(現在の従事状況)	工 事 名		提出時点での従事状況 内勤・待機中等
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所		
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日	
専任技術者との重複の有無		無 ・ 有 : 年 月 日頃までに従事可 建設業法第7条第2号、第15条第2号に定める営業所の専任と主任(監理)技術者が重複する場合は、当該項目の「有」に○印をし、主任(監理)技術者の専任が確保できる日を記載すること(専任技術者証明書コピー添付)	

2. 施工実績(経験実績)

		施 工 実 績	備 考
工 事 概 要 等	工 事 名		契約書等のコピー添付 平成22年度以降に元請として入札説明書4(6)に示す工事の従事経験を有する者であること。
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額	千円	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日	
	従 事 役 職	(1)現場代理人 (2)主任技術者 (3)監理技術者 (4)担当者 (該当番号に○を付けること)	
工 事 内 容	建 物 用 途	☐ 新規共同住宅 ☐ 居住中の共同住宅 【 ☐ にチェックを入れること】	
	構 造 形 式	☐ RC造 ☐ SRC造 【該当箇所にチェックをいれること】	
	工 事 内 容		

※ 監理技術者資格者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しを併せて提出すること。
監理技術者資格を更新中であれば、資格者証交付申請書(写し)及び監理技術者講習修了証(写し)を添付すること。
記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。
雇用関係を証明する書類(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険証または在籍証明書等の写し)を添付すること。
保険番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度のマスキングを施すこと。
専任特例2号を配置する場合においては、専任特例2号に関する届出書様式を合わせて提出すること。

【別記様式 4－1】

「施工計画」に関する提案書

工事名 〇 7－助松外 2 団地給水施設改良等工事

申請者

項目	主に求める取組	取組み記入欄（100文字以内）
品質確保に関する取組 （4 項目まで）	以下における、標準を超える具体的・合理的な取組 ○品質確認方法、施工精度確保の取組 仮設、養生工程及び除去工程における確実性・安全性向上に関する、標準を超える具体的・合理的な取組 ○技術者の配置・自主検査の取組 ○その他	①
		②
		③
		④
環境配慮に関する取組 （4 項目まで）	以下における、標準を超える具体的・合理的な取組 ○工事現場における安全管理に関する取組 ○作業員の健康管理に関する取組 ○騒音・振動・粉じん・臭気対策に関する取組 ○地球環境配慮（CO2削減、リサイクル等）に関する取組 ○その他	①
		②
		③
		④
居住者配慮（CS 向上）に関する取組 （4 項目まで）	以下における、標準を超える具体的・合理的な取組 ○居住者への情報提供、クレーム対応等の取組 ○安全対策、防犯対策等の取組み ○現場周辺美化等、イメージアップに関する取組 ○工事に伴う断水による居住者サービスの低下を軽減する取組 ○その他	①
		②
		③
		④

●記入上の注意事項

- ・ 目的、対象、頻度、取組み内容等を具体的に記入すること。（例：〇〇について、〇回、〇〇をする。）
 具体性が読みとれないものは評価しない。
- ・ 100文字以内で記入すること。（句読点含む）100文字を超過した取組は無効とする。

●評価する（加点する）取組

- ・ 良好な結果が期待できる、標準（※）を超える、具体的かつ合理的な取組
 （※「標準」とは、設計図書（仕様書含む）に記載されているもの、法律で定められたもの、一般的なものをいう。）
- ・ 施工現場を把握した上での、現場状況に合致した取組

●評価しない（加点しない）取組

- ・ 履行の確認が、現場又は書面等で確認できない取組
- ・ 出来形を変更する取組
- ・ 「状況に応じて・・・」など、具体性を欠く取組、合理的ではない取組
- ・ 単に「社内基準・独自・ISOを用い、・・・」と記載され、当該基準等の内容が不明な取組

●その他留意点

- ・ 1 欄に 1 要素のみを記載すること。また、1 要素を 2 欄に重複して記載しないこと。
- ・ 参考資料、写真等を添付しても構わないが、最小限（A 4 版 1 枚以内）に留めること。
- ・ 契約後の履行状況から、評価された取組のうち、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大 20 点を減ずるものとする。
- ・ 未提出及び未記入の場合は、競争資格がないものとする。（提案が無い場合は「提案なし」と記載すること。）

【別記様式 4－2】

施工実績及び技術的事項に関する所見

企業の 技術力 (※5)	① 令和4～令和6年度の機構 (※1)の同種工事(※2)に おける工事成績評定点の平均 点	工事名	工 期	工事成績
			～	
			～	
			～	
	② 令和2～令和6年度の機構 (※1)及び公共共同住宅(※ 3)の同種工事(※2)の優秀 工事施工業者表彰又は過去2 年間の機構のその他の表彰(※ 4)の有無	①無し ②有り ・工事名 ・請負金額 ・工期 令和 年 月 日～令和 年 月 日		
	③ ISO認証取得状況 (※6)	① ISO9001 又は ISO14001 認証を取得済 ② 認証を未取得		該当番号に ○をつける こと
	④ ワーク・ライフ・バランス関 連認定制度 (※6)	① 女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に 基づく認定又は若者雇用促進法に基づく認定 を取得済 ② 認定を未取得		
配置予定 技術者の 施工実績 (※5)	⑤ 令和4～令和6年度の機構 (※1)の同種工事(※2)(元 請の主任(監理)技術者として携 わったものに限る。)における 工事成績評定点の平均点	工事名	工 期	工事成績
			～	
			～	
			～	
	⑥ 令和2～令和6年度の機構 (※1)及び公共共同住宅(※ 3)の同種工事(※2)の優 秀工事施工業者表彰の有無 (元請の主任(監理)技術者と して携わったものに限る。)	①無し ②有り ・工事名 ・請負金額 ・工期 令和 年 月 日～令和 年 月 日		

※1 株式会社URコミュニティにおいて発注手続きを行った工事を含む。

※2 当機構の保全工事のうち、一般競争参加資格「管」の認定を競争参加資格要件としている工事をいう。

※3 公営、公社等のRC及びSRC造の居住中の共同住宅（社宅、単身寮、リゾートマンション及びこれに類するものを除く）をいう。

※4 機構のその他の表彰とは、「機構の街づくり等事業貢献者への表彰」を指し、過去2年間（令和5年4月1日から掲示日まで）を対象とし、支社等及び部門を問わない。

※5 ①⑤は各工事の工事成績がわかる資料及び⑤は当該工事に携わっていたことが確認できる資料（コリンズ登録、施工体制台帳等の写し）を添付すること。②、⑥は優良工事表彰証の写し等、確認できる資料を添付すること。

※6 認証を取得済の者は証明する資料を添付すること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別記様式4-4の様式を使用すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○ 「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況
(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定
する同要綱の対象となる外国法人の場合)

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし3段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし2段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし1段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している状態に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん認定」に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○ 「ユースエール認定」に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

【別記様式5】

保全工事に係る施工マニュアル記載事項例

○様式は自由とし、Ⅰ・Ⅱの内容について概ね記載されているものとする。

Ⅰ. 工事にあたっての留意事項について

- 1 心構え、みだしなみ
- 2 居住者又は、近隣に対する周知方法
- 3 居住者又は、近隣に対する安全管理
- 4 作業員に対する安全衛生管理
- 5 緊急時の対応
- 6 工事関係車両の走行及び駐車のマナー
- 7 資材・機器の搬入及び搬出
- 8 工事騒音や振動等に対する対策
- 9 工事完了時の留意事項

Ⅱ. 施工管理について

- 1 工程管理
- 2 品質管理
- 3 社内検査体制

【別記様式6】

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

西日本支社

支社長 高原 功 殿

住 所

商 号

代表者

適用除外誓約書

別紙の理由により、07一助松外2団地給水施設改良等工事の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

別紙

(健康保険・厚生年金保険)

☐ 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。

☐ 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

☐ その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和○年○月○日、関係機関（○○年金事務所○○課）に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

☐ 役員のための法人であるため。

☐ 使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

☐ その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和○年○月○日、関係機関（ハローワーク○○ ○○課）に問い合わせを行い判断しました。

令和 年 月 日

人員の配置を示す計画書
(専任特例2号)

1 対象期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 配置技術者情報

建設業者	名称	
	所在地	
監理技術者※	氏名	
	資格 (資格番号)	(号)

3 建設工事1 (当該工事)

工事名称		
工事現場住所		
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
工事着手日	令和 年 月 日	
建設工事の内容		※建設工事29種より
監理技術者補佐 ※	氏名	
	所属会社	
	資格 (資格番号)	(号)
	業務内容	
	連絡先 (電話・メール)	
	情報通信技術を使用した 連絡体制	

※ 3ヶ月以上の雇用が証明される書類 (雇用証明書の写し等) を添付すること。

4 建設工事2（兼務する工事）

工事名称		
工事現場住所		
工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
発注者名		
建設工事の内容		※建設工事29種より
監理技術者補佐 ※	氏名	
	所属会社	
	資格 (資格番号)	(号)
	業務内容	
	連絡先（電話・メール）	
	情報通信技術を使用した 連絡体制	
	【兼務する工事の地図】 兼務する工事がそれぞれ示される地図を添付すること。また、分かりやすいようにそれぞれの工事場所に印を記載し、水平距離を記載する。	

※ 3ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること。

※ 兼務する工事の発注者が兼務を認めている工事である証明として、入札説明書等を提出すること。